

第2回犯罪被害者等基本計画検討会における検討資料の提供依頼について

ご依頼の「加害者に係る諸費用のうち、国選弁護に要する費用の年間国費負担額」は、算出不能である。

なお、国選弁護人報酬及び旅費の最近の支出実績額は、別紙のとおりである。

(注)

国選弁護人は、すべての犯罪に係る刑事公判手続において選任されうるものであり、別紙資料における金額には、被害者がいない犯罪に係る事件におけるものも含まれている。なお、具体的な犯罪類型ごとの国選弁護人に係る費用については、把握していない。

以 上

国選弁護士報酬及び旅費の支出実績額

(単位:千円)

区 分 \ 年 度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
国選弁護士報酬	5,711,594	6,087,759	6,580,556	7,187,882
国選弁護士旅費	586,029	629,093	658,879	707,438

(注) 上記金額には、被害者がいない犯罪に係る事件におけるものも含まれている。